

必読

暮らしの法律ナビ No.1 「債務整理とは？」

近頃耳にする「債務整理」。借金を法的に整理し、経済的に立ち直る手続きの名称として使われています。返済に困った人は簡易裁判所訴訟代理権を有する司法書士や弁護士(以下「代理人」という。)に、その手続きを依頼します。代理人は依頼人の生活状況を考えて、必要な法的手続きを共に考えていきます。今回は債務整理を依頼した直後の流れをご紹介します。

代理人は債務整理の依頼を受任すると、各クレジット・サラ金業者等に業務の受任通知を出します。受任通知を受領した業者は以後、依頼人へ直接連絡をして取り立てることができません。依頼人はもう借金返済のために新たな借金をするとい

う自転車操業をしなくてもよいことになります。その間に家計の状況を確認し、月々に支払っていける返済額を代理人と共に考えていきます。またその間に代理人への手続き費用を分割して支払います。このように代理人を選任すると、落ち着いて考える時間が持てるようになります。悩みをお持ちの方は一度相談してみてもいかがでしょうか。

借金整理、悩まず相談を!

債務整理 **離婚** **相続** 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**

クレサラ ☎079-561-2050
無料相談 tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)